

令和7年度 河津町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・介護給付適正化計画に係るアンケート調査業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和7年度 河津町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・介護給付適正化計画に係るアンケート調査業務委託

2 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日

3 標本数

(1) 日常生活圏域ニーズ調査

【対象者】 介護認定を受けていない65歳以上の方（一般高齢者・要支援認定者・総合事業対象者）800人

【調査方法】 郵送調査

【調査票】 16ページ程度を想定。また、回収率は60%程度を想定。

(2) 在宅介護実態調査

【対象者】 要介護認定を受け、自宅で介護を受けている方150人

【調査方法】 認定調査員等による訪問調査

【調査票】 12ページ程度を想定。また、回収率は100%を想定。

※在宅生活改善調査についても必要に応じて協議すること。

※対象者の抽出は、(1)・(2)ともに発注者が実施する。

4 委託業務内容

(1) 調査項目の検討支援

計画策定の基礎資料となる調査票設計にあたっての助言・アドバイス、情報提供、調査票素案の提案を行う。受注者は河津町役場に来庁し、協議の上、調査内容を決定すること。

(2) 調査票の作成

(1)で決定した調査内容で調査票を作成し、印刷する。作成にあたって、受注者は回収率の向上が見込まれる方法を提案すること。

(3) 発送用封筒・返送用封筒の作成

発送用封筒（長形3号）・返送用封筒（長形3号）を作成し、印刷する。また、調査票の発送・回収に係る郵便手続き（料金受取人払い・料金後納等）は受注者が行う。

(4) 対象者の抽出

個人情報保護の観点から対象者の抽出は、発注者が行い、宛名ラベルを受注者に提供する。また、受け渡しにおいては、河津町役場での手渡しを原則とする。なお、受注者は、個人情報授受記録を作成し、受取時に発注者に提出する。

(5) 調査票の発送・回収

発送料及び返送料は受注者が負担する。また、封入・封緘作業はすべて受注者が行う。返送先は「河津町役場 福祉介護課」とする。調査票の受け渡しについては、郵送を不可とし、受注者が来庁すること。

(6) 入力・集計・分析

受注者は回収済みの調査票の全調査項目の入力、自由意見、その他の書き抜き、集計・分析を行う。また、これらのデータをもとに、発注者と協議の上で、単純集計及びクロス集計をはじめとする集計・分析を行う。

入力・集計作業を行うために回収した調査票を、発注者の許可なく裁断する行為の一切を禁ずる。また、回収した調査票は業務完了時に冊子の状態で発注者に返却すること。

(7) 調査結果報告書の作成

受注者は、(6)に基づく集計・分析結果を報告書に取りまとめ、発注者に報告する。報告書の分量は、A4判 160 ページ程度を想定する。

(8) 打合せ等

受注者は、河津町役場への訪問、電話、メール等、適切な方法で、必要に応じて随時打合せを行うこと。また、訪問による打合せにおいては、会議資料及び会議録を作成すること。

5 成果品

- (1) 調査結果報告書（A4判、160 ページ程度、カラー印刷）簡易製本1部及び電子データ
- (2) 集計表・ローデータ・調査結果報告書の電子データ入りCD-R 1枚

6 その他

- ① 成果品の帰属については、すべて発注者とする。
- ② 本事業の実施により知りえた情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- ③ 高齢者福祉の根幹をなす重要な計画を策定する業務であるため、受注者は業務遂行の品質保証ができる ISO9000 シリーズ等を取得していること。
- ④ 受注者は個人情報の適切な取り扱いを保証するプライバシーマークを取得していること。
- ⑤ 本業務に携わる主担当者は、過去に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・介護給付適正化計画策定業務主担当としての実績があるものとする。
- ⑥ 正確な実態や町民の要望を適切に把握できる調査設計を行うため、受注者は統計調査士、専門統計調査士、専門社会調査士のいずれかの資格を有する者を業務主担当者または管理技術者に配置すること。
- ⑦ 受注者は③～⑥の認証・実績等を証明する書類を契約締結時に発注者に提出すること。
- ⑧ この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。